

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議
開 催 日 時	令和4年2月10日（金） 午前9時40分～午前11時30分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	<p>富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、三田福祉部長、田中こども・健康部次長兼健康づくり課長、笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、望月会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、太田監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）</p> <p>宇野審議監兼まちづくり推進課長、村沢都市建設部次長兼開発建築課長、高橋同課主管兼課長補佐、多度津同課専門員兼区画整理係長、中村同課専門員兼都市計画係長</p> <p>（担当課2）</p> <p>大塚みどり公園課長、櫻井同課主管兼課長補佐</p> <p>（担当課3）</p> <p>堤田総務部次長兼入札契約課長、藤原同課主幹兼課長補佐</p> <p>（担当課4）</p> <p>深澤財産管理課長、中谷同課長補佐</p> <p>（担当課5）</p> <p>石井環境推進課長、飯泉同課長補佐、真中同課専門員兼環境対策係長、四方田同課環境推進係長</p> <p>（事務局）</p> <p>関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、松尾同課政策企画係長、高橋同課同係主任</p>
会 議 内 容	<p>1 あずま南地区の都市計画の変更について</p> <p>2 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）について</p> <p>3 （仮称）地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について</p> <p>4 公共施設等総合管理計画の追補について</p> <p>5 朝霞市環境基本計画について</p> <p>6 令和4年第1回朝霞市議会定例会提出議案について</p>

<p>会 議 資 料</p>	<p>【議事 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あずま南地区の都市計画の変更について</li> <li>・ 朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市決定）（案）</li> </ul> <p>【議事 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）</li> <li>・ 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）について</li> </ul> <p>【議事 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ （仮称）地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について</li> <li>・ （仮称）地域貢献企業育成型指名競争入札実施要綱（案）</li> <li>・ 地域インフラを支える体制確保に寄与する入札契約方式の導入に向けて（出典：J A C I C 情報 1 2 1 号）</li> <li>・ 令和 2 年度 地域の守り手企業育成型の一般競争入札の試行について（通知）</li> <li>・ 藤沢市社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領</li> </ul> <p>【議事 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝霞市公共施設等総合管理計画の追補について</li> <li>・ 朝霞市公共施設等総合管理計画</li> <li>・ 令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について（令和 3 年 1 月 2 6 日付総務省自治財政局財務調査課長通知）</li> <li>・ 公共施設等総合管理計画の見直しについての各市の状況（R 3 . 1 1 聴き取り）</li> </ul> <p>【議事 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次朝霞市環境基本計画（案）について（概要）</li> <li>・ 第 3 次朝霞市環境基本計画（案）</li> </ul> <p>【議事 6】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 4 年第 1 回朝霞市議会定例会提出議案一覧表</li> </ul>													
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2">■要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</td> </tr> <tr> <td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去  <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		■要点記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録														
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録														
■要点記録														
<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）														
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月													
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁														

<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>	
----------------------------	--

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 あずま南地区の都市計画の変更について

【説明】

（担当課1：多度津同課専門員兼区画整理係長）

本日の資料は資料1と資料2の地区計画の案である。説明の内容は、1. 朝霞市都市計画マスタープラン、2. あずま南地区の事業概要、3. 都市計画変更の原案の概要、4. 都市計画の変更手続き、5. 都市計画法第16条縦覧及び市民説明会（報告）である。

2ページを御覧いただきたい。朝霞市では、都市計画法に基づき、「朝霞市都市計画マスタープラン」を平成28年11月に改訂し、地域特性に応じた土地利用や将来都市像を明らかにしており、現在、その実現に向けて、まちづくりを計画的に進めているところである。

3ページを御覧いただきたい。あずま南地区の吹き出し線が示している赤枠内は、交通の利便性などの立地を生かして、民間活用等による地域の経済と雇用を支えるまちづくりに重点的に取り組むこととしている地区である。

この、まちづくり重点地区内を3つのゾーンに区分けし、積水化学工場跡地側は、黄色で着色された住宅系ゾーンとピンクで着色された商業系ゾーンに、あずま南地区は工業系ゾーンに位置づけ、ゾーンごとに適正な土地利用を図ることとしている。

4ページを御覧いただきたい。事業概要だが、事業主体は、当該地区の地権者による「あずま南地区土地区画整理組合」である。面積は約13.5ヘクタール、事業期間は令和4年度から令和11年度を予定している。土地利用は、大規模物流施設を主体とした工業系の土地利用を予定しており、現在、土地区画整理準備組合において、必要な協議を進めているところである。市としては、準備組合で計画している事業内容が、都市計画マスタープランの内容に即していることから、都市計画の変更を行うものである。

5ページを御覧いただきたい。都市計画変更のうち①番から⑤番までの内容について説明する。6ページを御覧いただきたい。①区域区分とは、市街化区域と市街化調整区域に区分することで、あずま南地区約13.5ヘクタールを市街化調整区域から市街化区域に編入する。7ページを御覧いただきたい。用途地域とはそれぞれの地域特性にあわせて、土地利用を規制し、建築することができる用途や規模などを定めるものである。

8ページを御覧いただきたい。朝霞市都市計画マスタープラン及び、県で示す用途地域指定の基本的な考え方にに基づきあずま南地区全域を工業地域に指定する。9ページを御覧いただきたい。建ぺい率は60%、容積率は200%で現在の指定内容からの変更はない。

10ページを御覧いただきたい。工業系の土地利用を図るに当たって、建築物の不燃化・難燃化を促進し安全・安心のまちづくりを推進するため、新たに、あずま南地区全域を準防火地域に指定する。

12ページを御覧いただきたい。地区計画は、地区の特性に応じた計画的なまちづくりを進めるため、道路や公園などの公共施設の配置、建築物やその敷地などに関して、きめ細かなまちづくりのルールを都市計画に定める制度である。あずま南地区についても、朝

霞市都市計画マスタープランに即した土地利用を推進するために、地区計画を策定する。

地区計画の構成は、1. 地区計画の目標、2. 土地利用の方針、3. 地区整備計画、4. 地区整備計画図としている。

13ページを御覧いただきたい。地区計画の目標は、地区の特性や上位計画を踏まえ、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成を図り、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を図ることとしている。

14ページを御覧いただきたい。土地利用の方針としては、地区を大きく2つに区分し、A地区は水色に着色された部分で、大規模な物流関連施設等の立地を主体とした土地利用を図る地区に、B地区は黄色に着色された部分で、既存の施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用と農地利用を図る地区とする。

15ページを御覧いただきたい。地区整備計画だが、オレンジ色に着色された部分が道路である。当該事業において、区画道路1号から3号は、市道3路線の拡幅に併せて両側に歩道を整備し、区画道路4号から6号は、新設道路として整備する。歩道状空地は、カインズとの間の市道159号線沿いの青色に着色された部分で、歩道2.5m・空地3.1m・合計幅5.6mのゆとりある歩行空間を整備する。

次に、緩衝緑地は、緑色に着色された部分で、A地区の敷地の外周部に、歩行者や周辺環境への配慮を目的として、カインズ側のA地区で、幅10m、和光市側のA地区で、幅5mとし、高木を植栽することを規定する。

なお、雨水流出抑制施設として、越戸川沿いの公園下に地下調整池を、地区中央の新設区画道路4号と、市道159号線の歩道状空地の下に、地下貯留施設を土地区画整理事業の中で整備する。

16ページを御覧いただきたい。歩道の幅など通学路である市道6号線と市道159号線の断面を示している。まず、A-A'断面及び平面図を御覧いただきたい。市道6号線のうちカインズから台坂交差点歩道橋までの区間は、カインズ前面道路からの道路整備の形態とあわせて、地区外住宅地側に幅1.5m、あずま南地区側に幅3mの歩道を整備し、台坂交差点歩道橋より和光市側については地区外住宅地側に幅3m、あずま南地区側に幅1.5mの歩道を整備する。加えて、A地区の敷地内に緩衝緑地を整備することを規定する。B-B'断面を御覧いただきたい。市道159号線の断面図で、カインズ側は、幅3.5mの歩道が整備済みで、あずま南地区側には、幅5.6メートルの歩道状空地を整備する。加えて、敷地内には、幅10mの緩衝緑地を整備することを規定する。

17ページを御覧いただきたい。地区整備計画のうち、建築物等に関する事項として、用途の制限、敷地面積、高さ、などの制限を規定する。

18ページを御覧いただきたい。建築物等の用途の制限だが、建築基準法に基づく用途制限に加えて、地区計画で建築することができない用途を定める。○は建築することができる用途、×は建築することができない用途、△は原則建築することができないが、例外規定がある。表の青枠内には、建築基準法に基づく用途制限、赤枠内は地区計画による上乗せ制限を記載している。建築基準法上は○でも、地区計画で×もしくは△となっている用途は、原則、建築することができない。あずま南地区では、工業系の土地利用に当たって用途の混在を防止するため、住宅、共同住宅、保育所などの建築物は原則×とする。

また、周辺の環境に配慮し、工場の用途のうち、危険性のおそれ著しくある工場は、工業地域では建築可能な用途だが、地区計画で×とし準工業地域と同じ規制を行う。

なお、市民説明会の時点では、△としていたが、その後、地区内の既存建築物調査により「危険性のおそれ著しくある工場」がないことが確認できたため、×に変更した上で、今後の都市計画の変更手続きを進めていく。

次に、廃棄物の処理等の処理の用に供する建築物等は、原則、建築することができない。次に、店舗、飲食店等は、建築することができないが、例外として、A地区では当該施設の従業員が利用する売店、食堂などは建築することができる。B地区では、延べ床面積300平方メートル以下の店舗等は建築することができる。

19ページを御覧いただきたい。A地区は最低敷地面積1万平方メートル以上、高さの最高限度31メートル以下、B地区は、最低敷地面積500平方メートル以上、高さの最高限度25メートル以下とする。

20ページを御覧いただきたい。壁面の位置の制限として、道路境界線及び隣地境界線から後退しなければならない壁面の位置を規定し、通行者への圧迫感の軽減や周辺環境に配慮した土地利用を目指す。

21ページを御覧いただきたい。都市計画の変更手続きの予定だが、本日までの手続きとして、令和3年12月10日から12月24日まで、都市計画法第16条に基づき、原案の縦覧を実施し、令和4年1月6日まで意見書の受付を行った。なお、法に基づく意見書の提出はなかった。その後、令和4年1月15日に市民説明会を開催し、参加者は8名であった。本日以降の予定としては、令和4年4月に、都市計画法第17条に基づく案の縦覧及び意見書の受付を2週間、令和4年5月に、都市計画変更の案と都市計画法第17条に基づく意見書の要旨を朝霞市都市計画審議会に提出し、審議をしていただく。

また、本都市計画の変更に関連して区域区分などの埼玉県決定の都市計画変更について埼玉県の都市計画審議会で、審議されたのち、令和4年8月から9月頃に、都市計画変更の決定を予定している。説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件は2月1日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

まず、図面について、歩道が切れているように見える箇所があるとの質問に対し、図面について修正するとの回答があった。

次に、朝霞第九小学校近くの歩道橋は維持されるのかとの質問に対し、6号線の歩道橋については、通学路で使われており、学校からの要望もあり、区画整備事業の中で、架け替えを行う予定である。カインズ横から朝霞第九小学校へ渡る歩道橋は、区画整備事業対象外のため、今回の事業においては、整備予定はないとの回答があった。

次に、今回の都市計画の変更とは、現在の市街化調整区域を市街化区域へ変更することに伴い、地区計画の変更を同時に進めるということかとの質問に対し、その通りであるとの回答があった。

次に、現在の市街化調整区域を市街化区域とするのはどのような理由からかとの質問に対し、積水化学が撤退するに伴い、専門家及び地域住民の意見を基に、都市計画マスター

プランに沿う形で、市街化区域等のゾーン分けを行った。住宅系、商業系、東側の交通利便性が高い場所を工業系のゾーンとした、市街化区域に編入することで、固定資産税等の税収で、地域全体の活性化が見込めるとの回答があった。

次に、財政にはどのような影響があるかとの質問に対し、市の補助金として、8億円の交付を見込んでいる。令和5年度4億、令和6年度3億、令和7年度5,000万円を予定しているとの回答があった。

次に、市に対してのメリットは何かとの質問に対し、あずま南地区全体での固定資産税、都市計画税について、将来的には2億3,000万円の歳入が見込めるとの回答があった。

以上の審議を経て、一部修正し、庁議に諮ることとした。

#### 【質疑等】

なし

#### 【結果】

原案のとおり、決定する。

#### 【議題】

### 2 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）について

#### 【説明】

（担当課2：大塚みどり公園課長）

本日の資料は、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）と、参考資料の2点である。本条例は第2整備が進む一般国道254号和光富士見バイパスの沿道活性化の検討にあわせ、市が保有する貴重な公有財産である旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園の拡張整備等の検討を行うにあたり、策定に係る助言等をいただくための附属機関として、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものである。

条例は全9条で構成されており、第1条は目的を、第2条では設置として、内間木公園の拡張整備等に関する事項について、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うため委員会を設置するとしている。

第3条は所掌事務を定め、第4条の組織では、委員の構成として、1号委員は学識経験を有する者、2号委員は関係行政機関の職員、3号委員は市が関係する団体から推薦されたもの、4号委員には公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民としている。

次に参考資料を御覧いただきたい。条例案の概要の（4）構成委員の表に構成のイメージを示しているが、1号委員には、まちづくりや公園分野の学識経験を有する方々を、2号委員には国道254号バイパス整備との関連や、今後の都市計画の手続等も踏まえ、朝霞県土整備事務所の職員への委嘱を予定している。

3号委員については、旧憩いの湯跡地は内間木地区のひいては市の活性化の拠点となる

ものと考えているので、農業や商工業分野、社会福祉分野、文化体育分野など幅広い分野から委員を委嘱したいと考えている。

条例案の方にお戻りいただき、第5条では委員長及び副委員長、第6条では任期、第7条は会議、第8条は会議の庶務について規定しており、第9条の雑則までの構成となっている。

本条例については令和4年4月1日から施行したいと考えている。また附則の中で、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正も行う予定となっている。報酬等の金額については、他の委員会などと同額となっている。

(宮村市長公室長)

本件は2月1日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。まず、本条例について、検討委員会の役割はどうなっているのか、という質問に対し、本委員会は諮問をする形を考えているとの回答があった。

次に、国道254バイパスの沿道の活性化となっているが、みどり公園課の所管でよいのか、という質問に対しては、位置付けについては枠組みを検討し、内間木公園の拡張整備基本構想を策定するため、みどり公園課が所管となり進めていくとの回答であった。

また、国道254バイパスの沿道に店舗等を誘致することを想定しているのか、という質問に対しては、バイパスの主要機能は車の運行であるため、バイパス沿道の活性化を進めるためには、バイパスに入る副道を込みで整備を行う必要があるため、県土整備事務所とも側道について調整を進めているとの回答であった。

#### 【質疑等】

なし

#### 【結果】

原案のとおり、決定する。

#### 【議題】

3 (仮称) 地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について

#### 【説明】

(担当課3：堤田総務部次長兼入札契約課長)

始めに、本日配布している資料について説明させていただく。

資料1が、新しく導入を予定している制度の概要である。

資料2は、制度を実施するための要綱案である。要綱の名称としては、「朝霞市地域貢献企業育成型指名競争入札実施要綱」としている。

資料3は、国土交通省の研究機関の「国土技術政策総合研究所」が「日本建設情報センター」発行の雑誌に令和2年2月18日号に寄稿したものである。

資料4は、埼玉県で取り組んでいる「地域の守り手企業育成型の一般競争入札」に関する資料である。



資料5は、参考事例、藤沢市の「社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領」である。本日お配りした資料の3、4、5については、他の自治体の取組や、国の研究機関が検討している内容を参考資料として配布している。

それでは、制度について、資料1を基に、御説明させていただく。

制度の概要としては、資料1に記載しているが、近年多発し、甚大化している自然災害発生時の応援復旧などに協力的な地元事業者、また、他の企業の模範となるような優秀工事施工事業者を対象に、一般競争入札の対象となる予定価格1千万円以上の工事のうち、予定価格が2千万円未満の土木一式工事及び舗装工事について、指名競争入札により発注できるようにするもので、資料2としてお配りしている要綱を制定した上で実施したいと考えている。

「制度導入の目的と内容」だが、本市は、平成31年3月に「朝霞市産業振興条例」を制定し、第4条では、市の責務として、「市は、自らが発注する工事並びに物品及び役務の調達に当たっては、市内小規模企業者その他の事業者の受注機会の確保に努めるものとする」と定めている。

また、朝霞市建設工事等指名業者選定要領第2条第2項では、「指名業者の選定に当たっては、市内業者の育成に配慮しなければならない」と定めており、これまでも、市内事業者のみで必要な事業者数が充足される場合には、市内事業者のみを対象に入札を行うなど、市内事業者の育成に配慮している。

加えて、近年、各地で大規模災害が頻発しており、市内事業者の中でも、特に災害時及び災害応急復旧に協力してくれる、「地域のインフラの担い手」となる事業者を育成・確保する必要があり、そのためには、地域に精通した技術力の高い市内の事業者が、安定した経営状況のもと、災害時に市が行う応急復旧活動に、進んで協力してくれる関係の構築が求められている。

このような背景の下、今回、導入を検討している入札制度は、市が発注するインフラ系の土木工事について、災害応急復旧等に協力していただく地域に精通した市内事業者に対して、市の発注する工事の受注機会を創出することで、事業者の安定した経営及び個々の事業者の施行意欲と施行技術の向上に寄与するとともに、日頃から、市と市内事業者が良好な関係を築くことを目的としている。

こうした入札制度は、他の自治体でも導入しているところがあり、先ほど配布した資料の4にあるように、埼玉県では、令和2年2月より、「地域の守り手企業育成型一般競争入札」として、県と災害防止活動の協定を締結している事業者や除雪契約実績を有する事業者のみを参加資格とした入札を実施している。また、資料5にあるように、藤沢市では「社会貢献実績等評価型競争入札」として、災害時の地域貢献及び優良工事の施工実績を入札参加資格要件とした入札を実施している。

次に、「資格となる地域貢献の考え方」であるが、こちらは、資料2の、要綱案の第3条に定めているが、入札参加資格要件となる地域貢献については、1. 朝霞市と災害応急復旧活動に対する覚書を交わしており、かつ、過去5年以内に災害応急復旧活動の実績のある者。2. 朝霞市優秀建設工事表彰要綱に基づく優秀建設工事土木部門の受賞歴がある者。

以上の2点のうち、いずれかに該当することを参加資格要件としている。資格要件の考え方としては、1点目については、災害応急復旧活動の覚書を交わすことは、どの事業者でも可能であるが、覚書を交わしたものの、実際の災害時に協力していただけないような事業者を除くため、活動実績のある事業者としている。

また、2点目の優秀建設工事受賞歴については、このたびの機構改革で、検査室と入札契約課が統合されることも踏まえ、災害応急復旧活動への協力が難しい事業者であっても、施行意欲と技術力の向上を図る努力をしている事業者については、この制度の対象とできるようにしたいと考え、資格要件の一つとしている。

「金額の設定」「対象となる工事」第4条。対象となる工事は、予定価格1,000万円以上、2,000万円未満の土木一式工事・舗装工事としている。金額の考え方については、朝霞市建設工事等入札参加資格等に関する規則第15条において、格付けがC級の事業者に対する発注標準額を2千万円未満の工事と定めており、さらに、直近の上位又は下位の級に格付けされた者を入札に参加させることができると定めていることから、2,000万円未満の工事であれば、D級に格付けされた事業者でも参加できることから、金額を2,000万円未満としている。対象となる金額の範囲については、制度導入後についても、引き続き検討していく。また、対象工事を土木一式工事・舗装工事としていることについては、社会インフラの適切な維持・管理は、市民の安心・安全な生活に欠かせないものであり、特に上下水道の布設・道路整備は、市内をよく知る事業者が、日頃から維持管理に取り組むことで、災害復旧にも役立つものと考えているので、まずは、上下水道の布設・道路整備にかかわるものとして、土木一式工事・舗装工事としている。

「対象となる入札件数」要綱案の第5条。この入札制度の対象件数は、1年間で概ね5件程度を考えている。5件程度とした根拠としては、土木一式工事・舗装工事で、この制度の対象として考えている、予定価格1,000万円以上、2,000万円未満の工事発注件数の過去3年の実績を確認したところ、毎年発注件数が、概ね10件程度となっていることから、その半分程度を対象工事としたいと考えているが、件数については、先ほどの金額と同様に、制度導入後においても、引き続き研究していきたいと考えている。

なお、制度導入までのスケジュールとしては、本日の庁議で御審議いただいた後、要綱案について、例規審査を経て、令和4年4月1日以降に発注する工事から制度を導入したいと考えている。説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件は2月1日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

まず5年以内の災害応急復旧活動に限定してしまうと、5年間災害がない場合に該当する事業者が出てこなくなってしまうということから、等を入れた方がいいということで、今回等を入れて直している。

次に、1,000万円未満の工事については、道路整備課の方で災害協定事業者としての位置づけを行っていると思うが、それとの関係についてはどうなっているかということについての質問に対しては、今回は1,000万円以上2,000万円未満を対象とし、

この要綱との整合性をとっているということであった。

以上の審議を経て、一部修正をして、庁議に諮ることとした。

#### 【質疑等】

(市長)

要綱の(1)と(2)の対象事業者数はどのぐらいか

(担当課3：藤原入札契約課主幹兼課長補佐)

要綱(1)の方については、現時点では8者を確認している。また、要項の(2)については、昨年度までで受賞している企業数が2者あるため、現時点では2者となる。

(市長)

最大で5件出れば、5者受託する可能性があるということか。

(担当課3：堤田総務部次長兼入札契約課長)

仰るとおり、制度導入のスタートとしては5件と考えているので、おおむね5件を目安としている。

(市長)

その状況によってまた、来年度以降も、件数については考えていくということか。

(担当課3：堤田総務部次長兼入札契約課長)

件数と金額については今後も引き続き検討し、なるべく地元の優良な企業に受注機会を与えていく。

#### 【結果】

原案のとおり、決定する。

#### 【議題】

#### 4 公共施設等総合管理計画の追補について

(担当課4：中谷財産管理課長補佐)

本市では、これからの公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能とするために、平成28年に朝霞市公共施設等総合管理計画を策定した。今回はその朝霞市公共施設等総合管理計画について、見直しを行う。

その経緯だが、お手元の資料1、朝霞市公共施設等総合管理計画の追補について御覧いただきたい。今回の見直しの経緯については、令和3年1月26日付の総務省からの通知  
令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項において、必要事項の記載を主とした見直しを令和3年度中に行うことを求められたことによる。

同通知の概要資料を、資料3としている。通知には、1. 計画の見直しに当たっての基本的な考え方として、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと、2. 計画の見直しに当たって、記載すべき事項として、記載が必要な事項及び記載が望ましい事項などが記載されている。

資料1に戻り、見直しの経緯の2項目目だが、公共施設等適正管理推進事業債について、当初、平成29年度から令和3年度までとされていた発行期間が令和4年度以降も

延長されることとなった。今後、同事業債を活用していくためにも、今回の見直しが必要だと考えている。

次に、内容の確認だが、資料1と併せて資料3を御覧いただきたい。資料3、総務省通知にある2. 計画の見直しに当たって記載すべき事項と現在の本市計画等を突き合わせた結果を資料1の表に記載している。

資料3. 必須事項①基本事項のうち、計画策定年度及び改定年度、計画期間施設保有量、現状や課題に関する基本認識、施設保有量の推移については、本市計画に記載があるが、過去に行った対策の実績、有形固定資産減価償却率の推移の2項目については、本市計画に記載がなく、②の維持管理、更新等に関する経費については、現在の維持管理費、施設の耐用年数経過時に、単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み、対策の効果額については、資料1の通り、本計画に記載している。

また、③公共施設等の管理に関する基本的な考え方については、公共施設等の管理（点検診断、維持管理更新、ユニバーサルデザイン化等に係る方針）、全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針については、本計画に記載している。

また、2の記載が望ましい事項については、資料①の2ページ目、①公共施設の数、延べ床面積等に関する数値目標、②施設類型（道路学校病院等ごとの管理に関する基本方針）、③地方公会計（固定資産台帳の活用の考え方）、④保有する財産（未利用資産等の活用や処分に関する基本方針）について記載している。

3の記載が望ましいとして挙げられている団体の状況に応じて記載する事項においては、①の広域連携の取組については記載しているが、②の地方公共団体における各種計画、国管理施設の連携についての考え方については、本市計画に記載がなかった。

続いて、見直しの考え方だが、本計画は50年間の長期のスパンでの計画であること、また、市民有識者、市議会議員等により構成された朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会における協議、検討により策定されたものであることを踏まえて、本計画における管理基本方針の目標値などの変更は行わず、総務省の定める必須事項のうち、現計画に記載がない過去に行った対策の実績及び有形固定資産減価償却率の推移の2つの項目について、新たに項目を設け、記載する。記載方法としては、本編の変更は最小限としたいと考え、計画巻末の資料編に追加する形としている。

なお、団体の状況に応じて記載する事項の②の地方公共団体における各種計画、国管理施設の連携についての考え方については、各種計画との連携については、計画策定時に、都市計画などの各種計画との整合、連携を図り策定している。また、国管理施設の連携については、現在予定がないため、今回記載することは見送りたいと考える。

次に、本計画に記載されている個別施設計画の古い名称であるあさかFMアクションプランという記載や、策定後に変更された課名などについては、現状の名称に修正する。そして、追補版として差し替え追加するページをまとめたものが資料2である。

2ページの目次の最後、資料編部分に、公共施設等のマネジメントに関する取組状況及び有形固定資産減価償却率の推移を追記した。そして次の79ページ、80ページに過去に行った対策の実績として、公共施設等のマネジメントに関する取組状況を追加し、平成28年3月の計画策定から令和2年度までの取組状況を記載した。

79ページの1.個別施設計画における取組状況については、各個別計画、各個別施設計画における取組の実績を記載している。そして、80ページの2.公有財産のマネジメントに関する取組状況では、建物維持管理マニュアルの作成、建物の除却、行政財産の貸付、新電力の導入など、維持管理経費の縮減や公有財産の有効活用の取組に関するものを記載している。

次に81ページに、有形固定資産減価償却率の推移を追加している。この数字は、有形固定資産のうちの償却資産について、耐用年数に対して資産取得時からの経過年数の比率を表すもので、比率が高いほど老朽化が進んでいることを示している。

最後に裏表紙に追補年月を記載し、策定以降に電子メールアドレスが変わっているため、その修正を行っている。

なお、資料4として、近隣市における見直し状況を添付している。志木市、新座市、和光市、所沢市、上尾市、富士見市の状況をヒアリングし、記載したものである。富士見市については、個別施設計画の策定とあわせて、業務委託により総合管理計画の見直しについても今後の見通しや目標額の変更なども実施していると伺っている。

資料の説明は以上である。なお、今回の追補に当たり、朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会を実施している。新型コロナウイルス感染拡大に配慮し、書面会議とし、資料を提示し、それに対し、委員からの意見等に対して、書面にて回答するという形をとり、4名の委員から意見があった。内容としては、資料2の79ページの個別施設計画における取組状況に関して、これまでの主な取組状況についての記載内容の修正追記の意見があったため、反映している。

他に施設保有量の推移などの本計画の基礎的な数値の時点修正をすべきではとの意見があった。これに関しては、本計画が長期スパンの計画であり、また、各個別計画の基本となる計画であるため、度々変更を行っていくことは望ましくないと考えている。

今後、必要な数値の検証や各計画の進捗状況については、必要に応じて、今回と同様に、追補としてフォローしていきたいと考えている。本計画の中でも記載があるが、本計画の進捗管理は個別計画にて行うとしており、計画の前提条件が大きく変わる際には、見直しを行うものとしている。したがって、この方針に沿って対応したいと考えている。

今後の予定として、2月16日の全員協議会にて、議会の報告を予定している。その後、あさかFMアクションプラン等の文言を修正した本編と併せて印刷し、市議会、庁内執行部、朝霞市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会に配布するほか、ホームページに掲載する。

(宮村市長公室長)

資料2の79ページ1の個別施設計画における取組状況の項目欄の右側、“平成28年3月から令和3年3月までの主な取組状況”について、この部分が政策調整会議の時点では、“現在までの主な取組状況”と記載されており、分かりづらいとのことだったので、ここは訂正している。

次に資料3の国からの通知の中に書かれているユニバーサルデザインに関する方針という項目があるが、現行の記載のままでこれは対応できるものなのかという質問に対し、現行の記載でユニバーサルデザインの項目に対応できるとの回答であった。

以上の審議を経て一部修正し、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、決定する。

**【議題】**

5 朝霞市環境基本計画について

**【説明】**

(担当課5：石井環境推進課長)

第3次朝霞市環境基本計画（案）について説明する。資料1を御覧いただきたい。本計画案は、第1章から第7章までの7章と資料編で構成されており、第5章と第6章に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と気候変動適応計画を内包している。

第1章では、計画策定の背景と現況ということで、地球温暖化対策やSDGsなどの新たな環境問題や前計画の振り返り、アンケートやワークショップ等で把握した市民の環境意識などを踏まえ、本計画策定に向けた課題の抽出を行っている。

次に、第2章では、計画の基本事項として、本計画は、市の環境施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としていること、そして、第5次朝霞市総合計画の環境面と相互に整合・補完するものであることを位置付け、計画期間を令和4年度から令和13年度までの10年間としている。

次に、第3章では、計画の目標と施策の方向ということで、望ましい環境像と環境目標、施策の体系を定めている。

ここで、資料2の38ページを御覧いただきたい。施策の体系だが、一番左に望ましい環境像として「みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞」を定めている。本市の環境を特徴づける豊かな「水とみどり」を守り、将来にわたって持続可能な「環境にやさしい」まちが保てるように、市と市民、市民団体、事業者の協働による「みんなでつくる」ことを目指している。

次に、環境目標として、「自然と人との共生」、「快適な生活環境の確保」、「脱炭素・循環型社会の推進」、「パートナーシップによる環境活動の推進」の4つの環境目標を定め、その下に12の個別目標と29の実施施策を位置付け、関連するSDGsを定めている。

続いて、41ページ、第4章 施策の展開では、12の個別目標ごとに、現状と課題、実施施策を掲載するとともに、施策に関連する環境指標と市民等の「環境配慮行動」を定めている。

次に、93ページ、第5章 朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についてである。地球温暖化対策に市全体で取り組むことを目的とし、計画策定が努力義務（温対法）とされる地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、第3次環境基本計画の地球温暖化対策分野の個別計画として位置付けた。計画期間は、国の地球温暖化対策

計画の終期にあわせ、令和12年度までの9年間である。温室効果ガス排出量の削減目標については、2030年度までに2013年度比46パーセントの削減を目指す。

続いて116ページ、第6章 朝霞市気候変動適応計画だが、気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、市民が安心して暮らすことができるまちを目的として、計画策定が努力義務（気候変動適応法）とされている気候変動適応計画を策定し、第3次環境基本計画の気候変動適応分野の個別計画として位置付けている。計画期間は、環境基本計画の計画期間にあわせ、令和4年度から令和13年度までの10年間とした。

本計画についても、適応への具体的な取組については、第4章における脱炭素・循環型社会の推進の施策のうち気候の変化に備える実施施策によるものとしている。

最後に、122ページ第7章計画の推進では、計画の進捗状況は、個別目標ごとに設定している環境指標に基づいて管理することとしており、進捗状況の把握及び評価は、朝霞市環境審議会で行うこととしている。

（宮村市長公室長）

本件は2月1日に行われた政策調整会議において審議した。主な質疑と結果について報告する。

資料2朝霞市環境基本計画の116ページ「気候変動適応法」の記述について、“平成30（2018）年2月に閣議決定された”と記述されているが、12月に法が施行されているので、“12月に施行された”に修正した方がいいのではないかという意見があり、修正するとの回答だった。

次に2次計画と今回の3次計画の大きな違いは何があるのかとの質問に対して、新たな環境問題への対応を記載していること、またSDGsの17のゴールを関連付けたことなどがあるとの回答だった。

以上指摘のあった内容について一部を修正し庁議に諮ることとした。

#### 【質疑等】

なし

#### 【結果】

原案のとおり、決定する。

#### 【議題】

6 令和4年第1回朝霞市議会定例会提出議案について

#### 【説明】

（須田総務部長）

議案第2号令和4年度2022年度朝霞市一般会計予算について説明する。予算書の1ページをお開きいただきたい。第1条の歳入歳出の総額だが、それぞれ456億2,800万円で、令和3年度当初予算に比べて5億7,800万円、1.3%の増である。

第2表の継続費は7ページに記載しているが、障害者プラン障がい福祉計画策定事業な

ど4事業を設定している。第3表の債務負担行為は8ページである。農業近代化資金利子補給補助や市内循環バス運行事業損失補償など、今後発生する可能性のある債務負担行為で合計7件を設定している。第4表の地方債は、9ページに掲載しており、中学校大規模改修事業など19件を計上している。その他第5表の一時借入金第6表の歳出予算の流用について定めている。

13ページを御覧いただきたい。歳入については、体育館の市税は前年度比3.8%増の230億3,639万1,000円を計上している。個人市民税、法人市民税では、納税義務者数の増加などにより増収と見込んでいる。

また固定資産税では、令和3年度に限って実施された課税標準額の据え置き措置がなくなるなどから、増収と見込んでいる。

第2款から第9款は、令和2年度決算額や今年度の実績の伸びのほか、地方財政計画の伸び率などにより算定をしている。

第10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、令和3年度の実績などにに基づき計上している。

第11款地方特例交付金は、住宅ローン控除による減収分を計上している。

第12款地方交付税については、普通交付税は交付団体であると見込み計上しており、特別交付税については、令和2年度の交付実績に基づき計上している。

第14款分担金及び負担金は、前年度比30.3%増の7億4,681万6,000円を計上している。

第15款使用料及び手数料は、前年度比2.2%増の8億3,023万9,000円を計上している。

第16款国庫支出金は、前年度比1.1%増の95億6615万5,000円を計上している。

国庫負担金は、生活保護費負担金などが増額となっており、国庫補助金では新たに保育士等処遇改善臨時特例交付金などを計上するほか、子ども子育て支援交付金などを増額する一方、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費補助金などを減額している。

第17款の県支出金については、前年度比3.4%増の34億6,824万4,000円を計上している。県負担金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金などが増額となっており、県補助金は放課後児童健全育成事業費補助金などが増額となっているほか、新たにスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金などを計上し、県委託金では新たに参議院議員選挙執行費委託金などを計上している。

第18款の財産収入は前年度比12.2%減の1億4,316万5,000円を計上している。

第20款繰入金は、財政調整基金繰入金を科目設定の1,000円とし、新たに公共施設マネジメント基金繰入金を7,060万1,000円、全体で7,752万9,000円を計上している。

第21款繰越金は前年度と同額の4億5,000万円を計上しており、第22款諸収入については、前年度比5.7%増の11億2,453万7,000円を計上している。

第23款市債は、前年度比2.4%増の19億2,270万円を計上している。



歳出については14ページを御覧いただきたい。

第1款議会費は前年度比0.3%増の2億8,548万円を計上している。

第2款総務費は前年度比3.8%減の41億6,194万3,000円を計上している。

第3款民生費、前年度比1.6%増の246億6,528万91,000円を計上している。

第4款衛生費は前年度比1.4%減の38億4,311万1,000円を計上している。

第5款労働費は前年度比0.6%増の173万8,000円を計上している。

第6款農林水産業費については、前年度比6.4%増の7,227万9,000円を計上している。

第7款商工費は前年度比27.8%増の2億3,569万7,000円を計上している。

第8款土木費は、前年度比19.5%増の30億4,270万8,000円を計上している。

第9款消防費は前年度比11.2%増の15億7,159万4,000円を計上している。

第10款教育費は前年度比5.9%減の45億2,065万1,000円を計上している。

第11款公債費は前年度比0.6%減の31億7,150万2,000円を計上している。

第12款諸支出については、災害援護資金貸付金、土地開発基金繰出金で600万8,000円を計上している。

第13款の予備費が前年度と同額5,000万円を計上している。説明は以上である。

(田中こども・健康部次長兼健康づくり課長)

議案第3号令和4年度2022年度朝霞市国民健康保険特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ111億641万7,000円で、前年度当初予算と比較すると、4.1%の増となっている。以下、歳入歳出の概要を御説明する。

まず歳入について、国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせ、26億2145万9,000円を見込み、歳入総額の23.6%を占めている。県支出金は74億5,579万4,000円。繰入金は、一般会計繰入金などで9億3,255万6,000円となっており、その他、繰越金などで9,660万8,000円を計上している。

次に歳出について説明する。保険給付金については、被保険者に対する療養寄附療養給付事業、高額療養費支給事業など73億8,225万円で、歳出総額の66.5%を占めている。国民健康保険事業費納付金は、埼玉県から市町村に示された34億5075万2,000円を計上している。保険事業費は、特定健康診査等事業などで1億4959万7,000円を計上している。

その他総務費、諸支出金などで1億2,381万8,000円を計上している。説明は以上である。

(三田福祉部長)

議案第4の令和4年度、2022年度朝霞市介護保険特別会計予算について説明する。予算額は歳入歳出それぞれ18億3,353万1,000円で、前年度当初予算と比較し、5.1%の増となっている。

歳入について、2ページと7ページを御覧いただきたい。保険料は第1号被保険者の保険料で18億3,300、国庫支出金は介護給付費負担金など16億7,649万3,000円、支払基金交付金は介護給付費交付金など21億351万5,000円、県支出金は、介護給付費負担金など11億7,605万7,000円となっている。繰入金は、一般会計からの繰入金など13億3,346万9,000円諸収入は10万3,000円となっている。

次に、歳出について、3ページ及び89ページを御覧いただきたい。総務費は総務管理費など1億668万8,000円となっている。保険給付費は、介護サービス等諸費など74億9,996万2,000円で、歳出総額の92.3%となっており、前年度比5.1%増となっている。

地域支援事業費は、包括支援事業認定任意事業費など5億1,246万2,000円で地域包括支援センターを増員することなどにより、前年度比6.7%増となっている。

この他諸支出金は300万7,000円、予備費は100万円となっている。以上である。

(田中こども・健康部長兼健康づくり課長)

議案第5号令和4年度2022年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算について、令和4年度2022年度佐賀市後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ16億1,018万3,000円で、前年度当初予算と比較すると、15.4%の増となっている。

まず歳入について、後期高齢者医療保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合による被保険者数などにに基づき、13億4,010万6,000円を見込み、歳入総額の83.2%を占めている。繰入金は、事務費繰入金と保険金保険基盤安定繰入金で2億6,627万5,000円を計上している。その他、繰越金諸収入で380万2,000円を計上している。

次に歳出について、総務費については、一般管理費と徴収費で2,220万6,000円を計上している。後期高齢者医療広域連合納付金については、市で徴収した後期高齢者医療保険料と保険基盤安定負担金などを合わせて埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、15億8,327万5,000円を計上し、歳出総額の98.3%を占めている。その他諸支出金及び予備費で470万2,000円を計上している。説明は以上である。

(木村上下水道部長)

議案第6号令和4年度(2022年度)朝霞市・水道事業会計予算の概要について説明する。

予算書の1ページを御覧いただきたい。始めに第2表業務の予定量だが、給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は、御覧のとおりで、主要な建設改良事業は、水道施設耐震化事業等を予定している。

次に、第3表収益的収入及び支出については、収入の第1款事業収益の総額は、24億5,998万4,000円で、主なものは、水道料金である。

支出の第1款事業費の総額は、24億3,063万8,000円で、主なものは、県水受水費と施設の維持管理費及び減価償却費などである。

次に、第4表資本的収入及び支出については、収入の第1款資本的収入の総額は、8億9,186万7,000円で、主なものは、企業債である。

支出の第1款資本的支出の総額は、17億6,145万6,000円で、主なものは水道施設耐震化事業、老朽管更新事業等の建設改良費と企業債償還金である。

なお、収入額の支出額に対する不足分は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填する予定である。

次に、2ページを御覧いただきたい。第5表は、1事業の継続費を定めるもので、第6表は、3事業について、それぞれ企業債の限度額を定め、第7表は、一時借入金の限度額を定めるものである。説明は以上である。

(木村上下水道部長)

議案第7号 令和4年度(2022年度)朝霞市下水道事業会計予算の概要について御説明する。予算書の1ページを御覧いただきたい。

始めに第2表業務の予定量だが、水洗化世帯数、年間有収水量、1日平均有収水量は、御覧のとおりで、主要な建設改良事業は、汚水整備事業と雨水整備事業を予定している。

次に、第3表収益的収入及び支出については、収入の第1款下水道事業収益の総額は、20億3,484万7,000円で、主なものは、下水道使用料のほか、雨水処理に係る一般会計繰入金である。

支出の第1款 下水道事業費用の総額は、20億3,484万7,000円で、主なものは、埼玉県荒川右岸流域下水道維持管理負担金及び施設の維持管理費のほか、減価償却費などである。

次に、第4表資本的収入及び支出については、収入の第1款下水道事業資本的収入の総額は、10億2,154万9,000円で、主なものは、企業債及び国庫補助金である。

支出の第1款下水道事業資本的支出の総額は、13億6,959万5,000円で、主なものは、汚水管渠整備、雨水管渠整備等の建設改良費と企業債償還金である。

なお、収入額の支出額に対する不足分は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填する予定である。

次に、2ページを御覧いただきたい。第5表は、2項目について債務負担行為を設定するもので、第6表は、2事業について、それぞれ企業債の限度額を定め、第7表では、一時借入金の限度額を定めるものである。

(須田総務部長)

議案第8号令和3年度2021年度一般会計補正予算について説明する。

補正予算書の1ページをお開きいただきたい。

補正額は、歳入歳出ともに12億920万5,000円を増額し、累計額は、5,541億7,070万8,000円となっている。

第2表の繰越明許費補正については、6ページに掲載しているが、プレミアム付き商品券事業など23事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

第3表地方債補正については、8ページに掲載しているが、駅東通線用地購入事業などを追加するほか、臨時財政対策債などについて借入限度額の変更を行うものである。

歳入歳出の概要についてだが、まず歳入について13ページを御覧いただきたい。

市税が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小企業等に対し、固定資産税及び都市計画税を軽減したことにより、1億928万6,000円減額している。

地方譲与税及び利子割交付金など、県からの交付金については、交付実績をもとに積算した決算見込み額により補正をしている。

地方特例交付金は、固定資産税及び都市計画税の減収の補填分として交付されることから、1億928万6,000円の増額をしている。地方交付税は国の補正予算に伴い増額交付されたことから、5億7,150万1,000円増額している。

国庫支出金は、保育所等整備交付金を減額する一方、国の補正予算に伴い、新たに保育士等処遇改善臨時特例交付金などを計上するほか、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金などを増額することにより、3億7,603万2,000円の増額をしている。

県支出金は後期高齢者医療保険基盤安定負担金などを減額する一方、新たに農地集積集約化対策事業費補助金を計上するほか、国民健康保険基盤保険安定負担金などを増額することにより、464万円増額している。財産収入は基地跡地整備基金などの預金利子を増額することにより、441万3,000円増額している。

寄附金は教育費指定寄附金など314件、1,960万51,000円を計上している。諸収入は、新たに埼玉県後期高齢者医療広域連合、医療費負担金精算金などを計上することにより、3,525万1,000円増額している。

市債は、新たに駅東通線用地購入事業債などを計上するほか、道路用地購入事業債などを増額する一方、臨時財政対策債などを減額することにより、3,623万7,000円の減額をしている。以上が歳入の主なものである。

次に歳出は、総務費は新たに新型コロナウイルス感染症自宅療養者物資支援委託料などを計上するほか、財政調整基金積立金を増額することなどにより、5億1605万7,000円増額している。

民生費は、社会福祉法人立、保育園整備費補助金などを減額する一方、新たに障害福祉施設等感染症対策支援金などを計上するほか、生活保護費などを増額することにより、278万7,000円増額している。

衛生費は、新たにごみ収集運搬事業者感染症対策支援金を計上することなどにより、1,272万円増額している。

農林水産業費は、新たに電算機購入費を計上することにより、30万円増額している。

商工費は、プレミアム付き商品券事業補助金を増額することにより、1億5,000万円増額している。

土木費は、新たに駅東通線に係る街路用地購入費や交通事業者感染症対策支援金などを計上するほか、道路用地購入費などを増額することにより、4億7,931万円増額している。

教育費は、新たに芸術・文化団体支援補助金などを計上するほか、小中学校における校用器具購入費や内間木公民館施設改修工事を増額することにより、4,800万円増額している。

諸支出金は土地開発基金繰出金を3万1,000円増額している。

(田中こども・健康部次長兼健康づくり課長)

議案第9号令和3年度(2021年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億4,274万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、114億179万4,000円となっている。

歳入歳出の概要を御説明する。

歳入について、国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の減免措置の実施に対する国からの補助として、災害臨時特例補助金を926万1,000円増額している。

県支出金は、療養給付費及び高額療養費へ充当するための普通交付金として、2億1,765万1,000円。国民健康保険税の減額措置に対する補助として、特別交付金を617万6,000円をそれぞれ増額している。

財産収入は、基金の利子として5万1,000円を増額している。

繰入金は、国保財政の基盤安定のため、保険基盤安定繰入金を960万9,000円増額している。

次に歳出である。

保険給付費については、療養給付費として1億8,610万5,000円を、高額療養費として3,154万6,000円をそれぞれ増額している。

また、基金積立金は財政調整基金等の利子及びこの補正予算における歳入歳出の額で2,509万7,000円を積み立てるものである。

(三田福祉部長)

議案第10号令和3年度(2021年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算第3号について御説明する。

1ページを御覧いただきたい。今回の補正額は歳入歳出それぞれ4,970万4,000円の増額で、これを含めた累計額は83億7,677万円となる。

今回の補正予算は、保険給付費の増額と利子及び配当金の受け入れを行うものである。歳入歳出の概要を申し上げる。

まず歳入だが、2ページ及び10ページから11ページを御覧いただきたい。

国庫支出金は、介護給付費負担金を869万1,000円増額し、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免に対する財政支援分としての介護保険災害等臨時特例補助金を15万6,000円計上する。

支払基金交付金は、介護給付費交付金を1,340万4,000円増額するものである。県支出金は、介護給付費負担金を744万2,000円増額するものである。財産収入は利子及び配当金として5万8,000円を増額するものである。繰入金は介護給付費繰入金金を620万5,000円増額し、介護保険保険給付費支払基金繰入金を1,374万8,000円増額するものである。

次に歳出について御説明する。

3ページ及び12、13ページを御覧いただきたい。保険給付費は、居宅介護等サービス給付費、施設介護サービス給付費について、給付の増加に伴い、合わせて4,964万6,000円増額するものである。基金積立金は、介護保険、保険給付費支払基金積立金の利子等を5万8,000円増額するものである。

(田中こども・健康部次長兼健康づくり課長)

議案第11号令和3年度(2021年度)朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号である。今回の補正額は歳入歳出それぞれ577万3,000円の減額で、これを含めた累計額は13億9,244万3,000円となっている。

歳入歳出の概要を申し上げる。

まず歳入である。

税金は、保険基盤安定負担金の確定により、577万3,000円を減額している。

次に歳出である。

後期高齢者医療広域連合納付金について、同様に、保険基盤安定負担金の確定により、577万3,000円を減額している。

(毛利危機管理監)

議案第12号、朝霞市防災会議条例等の一部を改正する条例について御説明する。

改正内容については、朝霞地区一部事務組合、埼玉県南西部消防本部等の名称の変更がされること、また、役職について消防庁が消防局長に変更となることに伴い、改正を行うものである。

本市において名称変更等が必要となる条例は、朝霞市防災会議条例、朝霞市空き家等の適正管理に関する条例、朝霞市消防署消防賞じゅつ金等審査委員会条例、朝霞市開発事業等手続き及び基準等に関する条例の4本であるので、一括して改正を行う。なお、この改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

(宮村市長公室長)

議案第13号朝霞市外部評価委員会条例の一部を改正する条例について説明する。内容については、行政改革懇談会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を外部評価委員会に統合し、統合後の外部評価委員会において一体的に施策の評価等を行っていくためのもので、朝霞市外部評価委員会条例を改正し、朝霞市行政改革懇談会条例及び朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例を廃止するものである。

なおこの改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

議案第14号朝霞市入札監視委員会条例の一部を改正する条例について説明する。改正内容については、令和4年4月1日の機構改革の実施に伴い、検査室と入札契約課を合わせた契約検査課が新設されるため、入札監視委員会の庶務を担当する課名を変更するものである。なおこの改正については令和4年4月1日から施行したいと考えている。

議案第15号シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会条例の一部を改正する条例について御説明する。内容については、令和4年3月に策定する朝霞市シティ・プロモーション方針に基づき、本市のシティ・プロモーションを推進するため、政策の方向性や実施内容の検証などについて幅広く意見を聴取することを目的として、現行のシティ・セールス朝霞ブランド検討委員会条例を一部改正するものである。この改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

(須田総務部長)

議案第16号公益法人等への職員の派遣について説明する。

令和3年11月30日をもって、公益財団法人東京オリンピックパラリンピック競技大会組織委員会への職員の派遣が終了したことに伴い、条例に規定している職員の派遣のうち、同組織委員会を削除するものである。公布の日から施行したいと考えている。

議案第17号について説明する。朝霞市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例である。本条例は法律の改正に伴うもので、具体的には、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律において、有期雇用労働者の育児休業の取得要件が緩和される改正が行われるとともに、事業主に対して、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等が義務付けられることから、本市においても、会計年度任用職員に係る育児休業等の取得要件を緩和するなど、所要の改正を行うものである。改正は、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

(田中こども・健康部次長兼健康づくり課長)

議案第18号朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明する。

改正の内容については、地方税法の一部改正に伴い、同項に準じて規定している未就学児に係る被保険者均等割額の減額について、必要な改正を行うほか、引用条項、字句等の整理を行うものである。

なおこれらの改正のうち、未就学児に係る被保険者均等割額の減額の規定については、令和4年4月1日から、その他の規制については公布の日から施行したいと考えている。

(金子学校教育部長)

議案第19号、朝霞市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例について説明する。改正内容については、貸付の申し込み要件である申込者及び連帯保証人の市税完納の要件に関する規定を削除するものである。また民法の一部改正による成人年齢の引き下げに伴い、連帯保証人になることができる者の年齢を満20歳から満18歳に改正するものである。この改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

議案第20号朝霞市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について説明する。改正内容については貸付の申し込み要件である保護者の市税完納の要件に関する規定を削除するものである。また、年に3回に分けて交付していた奨学金について、1年度分を一括交付とするほか、所要の改正を行うものである。なおこの改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

(三田福祉部長)

議案第21号、朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容は、限りある財源の中、制度の安定的な運営を図るため、支給月額及び支給対象年齢の見直しを行うものである。なおこれらの改正後、支給月額に係る部分は、令和4年4月1日から、支給対象年齢に係る部分は、令和4年10月1日から施行したいと考えている。

(木村上下水道部長)

議案第22号朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明する。内容については、水道施設の老朽化に伴う更新財源を確保し、水道事業を持続的に運営していくため、水道料金を改定するもので、併せて各種証明書の交付手数料も改正するものである。なお、この改正のうち、水道利用管理基金及び水道料金に係る部分については、令和4年8月1日から、手数料に係る部分については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。

(毛利危機管理監)

議案第23号、朝霞市消防団条例の一部を改正する条例について説明する。

改正内容については、非常勤消防団員の報酬等の基準が新たに策定されたことにより、消防団員の処遇改善を行うことを目的に、出動報酬等を規定するものである。

また、この改正に伴い、年額報酬及び会議出席等の費用弁償等の規定を、特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例から本条例に移行するほか、消防団員の公務災害補償について市町村消防団員等公務災害補償条例によるものであることを規定するものである。なお、これらの改正については、令和4年4月1日から施行したいと考えている。



(笠間都市建設部長)

議案第24号朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例について説明する。内容については、本条例は第2整備が進む一般国道254号和光富士見バイパスの沿道活性化の検討にあわせ、市が保有する貴重な公有財産である旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園の拡張整備等の検討を行うにあたり、策定に係る助言等をいただくための附属機関として、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、新たに条例を制定するものである。この条例については令和4年4月1日から施行したいと考えている。

議案第25号市道路線の認定について説明する。今回認定する路線は、開発行為に伴い、都市計画法第40条の規定により帰属された道路3路線である。

議案第26号市道路線の認定について説明する。今回認定する路線は、寄附採納による道路1路線である。

議案第27号市道路線の認定について、今回認定する路線は、道路内民地が解消されたため、道路1路線を認定するものである。

議案第28号市道路線の廃止について、今回廃止する路線は現在道路としての機能を有しておらず、市道としての必要性がなく、埼玉県が実施を予定している急傾斜地の対策工事区域に含まれることから廃止するものである。

議案第29号市道路線の変更について御説明する。今回変更する路線は道路用地の付け替えに伴い、起点部分に変更が生じた道路1路線である。

(金子学校教育部長)

議案第30号工事請負契約の締結についてである。工事名は栄町学校給食センター解体工事である。工事の概要については、令和3年3月で廃止した栄町学校給食センターを解体するものである。入札の経過については、令和4年1月24日に入札参加要件を定めた一般競争入札を行ったところ12社が入札し、その結果、中央建設等労働組合が税抜き1億4500万7000円で落札した。については中央建設労働組合と請負契約を締結したく、提案するものである。

(太田監査委員事務局長)

議案第31号固定資産評価審査委員会委員選任について御説明する。現在も委員である鈴木 康宏氏が6月27日をもって満了することから、再び委員として選任するという議案である。

(清水市民環境部長)

議案第32号から議案第51号までの20議案については、農業委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。始めに農業委員会委員任命に係る総括的共通事項について御説明する。

農業委員会委員については、令和4年3月30日をもって任期満了となることから、今議会で議案の提案をするものである。委員の経歴については、それぞれ経歴書を添付し

ているが、委員20名は、あさか野農業協同組合の支部、あさか野農業協同組合、埼玉県農業共済組合、女性農業者で組織された団体である若菜会、若手農業者で組織された団体である農業青年クラブからの推薦及び公募による応募者により構成されている。

それでは議案第32号について説明する。野島 一氏については、38年間にわたり農業に従事されているほか、平成31年4月から現在まで、朝霞市農業委員会委員として御活躍中であり、再選任をお願いするものである。

議案第33号高野 正芳氏については、13年間にわたり農業に従事しているほか、平成31年4月から現在まで、朝霞市農業委員会委員として、御活躍されており、再選任をお願いするものである。

議案第34号高橋 隆代については、42年間にわたり農業に従事しているほか、平成22年3月から朝霞市農業委員会委員として、平成25年3月からは会長としても御活躍中であり、再選任をお願いするものである。

議案第35号小寺 昌氏については、9年間にわたり農業に従事しているほか、平成31年4月から現在まで、朝霞市農業委員会委員として、御活躍中であり、再選任をお願いするものである。

議案第36号橋本 広明氏については、20年間にわたり農業に従事しているほか、平成31年4月から現在まで、朝霞市農業委員会委員として御活躍中であり、再選任をお願いするものである。

議案第37号浅川 秀雄氏については、22年間にわたり農業に従事されているほか、平成31年4月から現在まで、朝霞市農業委員会委員として御活躍中であり、再選任をお願いするものである。

議案第38号栗原 昌章氏については、19年間にわたり農業に従事されているほか、平成31年4月から現在まで、朝霞市農業委員会委員として、御活躍中であり、再選任をお願いするものである。

議案第39号秋山 磨弥氏については、23年間にわたり農業に従事されているほか、平成28年4月から現在まで、朝霞市農業委員会委員として御活躍中であり、再選任をお願いするものである。

議案第40号千田 理恵子氏については、現在司法書士及び埼玉青年司法書士協議会幹事として活躍中のほか、平成31年4月からは、朝霞市農業委員会委員として御活躍中であり、再選任をお願いするものである。

議案第41号渋谷 昇氏については、10年間にわたり農業に従事しているほか、あさか野農業協同組合理事として御活躍中であり、選任をお願いするものである。

議案第42号高橋 吉久氏については、44年間にわたり農業に従事しているほか、あさか野農業協同組合理事として御活躍中であり、選任をお願いするものである。

議案第43号富岡 勇一氏については、19年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合溝沼第三支部の支部長として御活躍中であり、選任をお願いするものである。

議案第44号石原 実氏については、39年間にわたり農業に従事されているほか、埼玉県農業共済組合朝霞市総代として御活躍中であり、選任をお願いするものである。

議案第45号高野 政江氏については、31年間にわたり農業に従事されているほか、女性農業者で組織する若菜会の会長として御活躍中であり、選任をお願いするものである。

議案第46号須田 哲也氏については、12年間にわたり農業に従事しているほか、あさか野農業協同組合浜崎下支部支部長として御活躍中であり、選任をお願いするものである。

議案第47号蕪木 勝美氏については、25年間にわたり農業に従事されており、選任をお願いするものである。

議案第48号渡邊 忠氏については、26年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合東南部支部の支部協力員として御活躍中であり選任をお願いするものである。

議案第49号高橋 秀明氏については、令和2年から、農業後継者として意欲を持って農業に従事されており、選任をお願いするものである。

議案第50号金子 靖彦氏については、25年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合理事として御活躍中であり、選任をお願いするものである。

議案第51号高麗 俊一氏については、14年間にわたり農業に従事されているほか、あさか野農業協同組合青年部の副部長及び朝霞市農業青年クラブ会長として、活躍中であり、選任をお願いするものである。

(須田総務部長)

議案第52号について、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてである。内容は、同組合を組織する地方公共団体のうち、埼玉県都市競艇組合が、埼玉県都市ボートレース企業に名称を変更することに伴い、規約を変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提出するものである。

この変更は令和4年4月1日から施行することとなる。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

提案のとおり、決定する。

**【閉会】**